

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年7月1日

船橋市監査委員

同
同
同

栗 林 紀
齋 藤 弘
浦 田 秀
日 色 健



監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
税務部 税務課	令和8年5月19日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 契約不適合責任の未記載 「税務システム運用・保守業務委託」等について、契約不適合に関する条項が契約書から漏れていた。 船橋市契約規則第30条第2項では、契約書には同項第1号から第13号までに掲げる事項を記載しなければならないとされ、第9号では履行の追完及び代金の減額、いわゆる契約不適合責任が掲げられている。 所管部署に確認したところ、委託内容に大きな変更がなかったことから、前年度の契約書をもとに事務処理を行ったため、記載が漏れてしまったとのことであった。 今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	令和7年11月以降における税務システム運用保守の契約において、契約書の内容が最新になっていることを確認した。令和8年度の契約締結事務において、契約課が公開している契約書の標準様式に変更（更新）の有無を担当職員（2名）で確認した上で予算執行伺を決裁している。今後も複数の職員で契約書の標準様式に変更（更新）がないかの確認を行っていく。 なお、定期監査における指摘事項については、担当係長が全係員に定期監査結果報告書の内容を共有した。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
税務部 税務課	令和8年5月19日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 検査調書の未作成 「ネットDEロ振契約サービス等のうち初期契約料」等について、検査調書が作成されていなかった。 船橋市契約規則第39条では、検査職員は、検査の結果、給付の完了の確認をしたときは、検査調書を作成しなければならない、ただし、同条各号のいずれかに該当する契約についてはこれを省略することができるとされ、第3号では単価による契約（単価が100万円未満の契約に限る。）とされているところ、当該初期契約料等は100万円未満ではなかった。 所管部署に確認したところ、同条を誤認し、単価契約であれば検査調書の作成は不要と判断してしまったとのことであった。 今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	契約金額が100万円以上の業務内容の検査時には、契約の種類（単価契約等）を問わず、検査調書が必要かの判断を担当職員（複数）が契約規則を確認したうえで行う。また、支払額が100万円を超える執行案件の場合は、決裁資料として契約規則の検査調書に関する条文を添付する。 なお、定期監査における指摘事項については、定期監査結果報告書の内容を担当係長が全員に共有した。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
市民生活部 戸籍住民課	令和8年5月29日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 公印の押印漏れ 「居所地経由申請方式による個人番号カードの交付申請について（依頼）」等の施行文書について、公印の押印が漏れていた。 船橋市文書管理規程第37条第1項では、施行する文書には、公印を押印しなければならないと規定されている。 所管部署に確認したところ、自治体同士の文書のやり取りであり、当該文書の性質を鑑みて公印が省略できないか検討していたため、公印の押印が不要であると誤認してしまったとのことであった。 今後は、同規程に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	文書管理規程に則って施行文書に漏れなく公印を押印して施行先へ送付するよう担当内で改めて周知した。今後はダブルチェック等を徹底し事務処理を行う。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
市民生活部 市民協働課	令和8年5月29日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 支払の漏れ 災害ボランティアセンターシステム運営補助金について、補助団体から提出された請求書を収受していたが、支出命令を行っておらず支払が漏れていた。 所管部署に確認したところ、組織としてのチェック体制が機能していなかったとのことであった。 今後は、適切に支払事務を行うよう徹底されたい。	担当業務の速やかな遂行と適切なタスク管理を習慣づけるよう指導・徹底する。また、受理した請求書は個人保管せず課内の所定保管場所で保管し、係長および課長補佐は、所定保管場所を定期的に確認し、請求書の処理状況をチェックする。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
市民生活部 市民安全推進課	令和8年5月29日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 調定の漏れ 次の補助金等について、調定の漏れがあった。 船橋市予算会計規則第21条第1項では、歳入を収入する原因を生じたときは、納入すべき時期について調査し、適正であると認めたときは、速やかに調定しなければならないとされ、令和7年2月25日付け財第1512号にて財政課長及び会計課長から通知されている「船橋市予算会計規則の全部改正について」では、原因を生じたときは、補助金等の交付決定のあったとき等を指すとされている。 今後は、同規則等に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。 ○千葉県市町村電話de詐欺対策機器補助事業補助金 等 所管部署に確認したところ、事務手順等を把握しておらず、調定が漏れていることに気付くことができなかったとのことであった。	千葉県市町村電話de詐欺対策機器補助事業補助金の交付申請を行い、令和7年5月15日付けで千葉県から交付決定通知を受受していたが、事務手順等を把握しておらず、調定を行っていなかった。 監査での指摘を受け、令和7年12月1日付けで調定を行った。 現在は調定期限の根拠になる予算会計規則や関係通知等を再確認するとともに、担当者及び係長にて調定が必要な業務及び調定すべき時期を整理し、課内へ共有し再発防止を図っている。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
市民生活部 市民安全推進課	令和8年5月29日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 契約保証金の免除規定の適用誤り 船橋市空家管理台帳システム運用保守委託について、契約保証金の免除は可能であったが、当該委託の契約金額は100万円未満ではなかったところ、船橋市契約規則第34条第2号の規定により免除していた。 同条では、各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができ、第2号では契約金額が100万円未満であるときとされている。 所管部署に確認したところ、同条第2号に該当する他の業務委託契約書を基に契約書案を作成し、回議においても気付かなかったとのことであった。 今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	契約締結伺書の起案にあたり、船橋市契約規則第34条第2号の規定により契約保証金を免除としていた他業務の契約書をベースに本委託の契約書案を作成したことや、起案文書の回議において係長以上の職員が気付かず押印、決裁したことから、間違った契約書へ公印を押印してしまった。 誤りが見つかったため、令和7年12月15日付けで契約の適用条項の訂正を行った。 今後は起案者は契約締結伺書において業務ごとに変わる契約書（業務委託名、契約保証金、契約日、甲等）を確認してから起案するものとし、係長以上の職員は回議時に起案者の確認が適切に行われているか確認し、再発防止を図る。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
市民生活部 二宮出張所	令和8年5月29日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 調定の漏れ 次の補助金等について、調定の漏れがあった。 船橋市予算会計規則第21条第1項では、歳入を収入する原因を生じたときは、納入すべき時期について調査し、適正であると認めたときは、速やかに調定しなければならないとされ、令和7年2月25日付け財第1512号にて財政課長及び会計課長から通知されている「船橋市予算会計規則の全部改正について」では、原因を生じたときとは、補助金等の交付決定のあったとき等を指すとされている。 今後は、同規則等に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。 ○新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型） 所管部署に確認したところ、業務の引継ぎがされておらず、交付決定通知書を供覧した際にも調定の漏れに気付くことができなかったとのことであった。	新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）の交付申請を行い、令和7年4月1日付けで千葉県から交付決定通知を收受していたが、事務手順等を把握しておらず、調定を行っていなかった。 監査での指摘を受け、令和7年11月1日付けで調定を行った。 現在は、船橋市予算会計規則第21条第1項等に則って適正な事務手続きを行うよう全職員に周知し、事務手順の徹底を図っている。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
市民生活部 二宮出張所	令和8年5月29日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 郵便切手・はがき管理簿の不備 第三種事業所である二和出張所の郵便切手・はがき管理簿（以下「管理簿」という。）について、令和7年度のはがきに関する管理簿に前年度からの繰越処理や払出し時の記帳がなかった。 船橋市物品管理規則第12条第1項第3号では、課長は、物品の払出しを受けたときは、管理簿を備え、整理しなければならないとされている。 所管部署に確認したところ、はがきは戸籍事務に使用しているため、戸籍発収簿には送付先等を記載していたが、管理簿の記帳は漏れていたとのことであった。 今後は、同規則等に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	郵便切手・はがき管理簿について、前年度からの繰越処理等を行った。 現在は、船橋市物品管理規則第12条第1項第3号等に則って適正な事務手続きを行うよう全職員に周知し、事務手順の徹底を図っている。